

兵庫医科大学西宮病態モデル研究センター利用細則

(目的)

第1条 この規則は、兵庫医科大学西宮病態モデル研究センター利用規程（以下「利用規程」という。）第7条第1項の規定に基づき兵庫医科大学西宮病態モデル研究センター（以下「西宮センター」という。）の利用に関して必要な事項を定める。

(西宮センターの利用の手続き)

第2条 利用規程第4条第1項の規定に基づき、西宮センターを利用しようとする部署は、様式第1号「西宮病態モデル研究センター利用部署登録申請書」に必要事項を記載し、西宮病態モデル研究センター長（以下「西宮センター長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

- 1 支払責任者（所属長）の氏名の記載は「自署」とする。
- 2 支払責任者（所属長）は第4条の規定に基づき必要な経費を支払うものとする。
- ② 利用規程第2条の利用の資格を持ち、利用規程第3条の利用の条件を満たすもので、西宮センターの利用を希望するものは様式第2号「西宮病態モデル研究センター利用者登録申請書」に必要事項を記載し、西宮センター長に提出しなければならない。
 - 1 申請者の氏名の記載は「自署」とする。
- ③ 前項の規定により様式第2号を提出した申請者は利用規程第4条第3項の規定に基づき、利用する次の各号のエリア別の西宮センター利用に関する講習を受講しなければならない。
 - 1 BS
 - 2 SB
 - 3 OP
 - 4 P2A
 - 5 水棲動物
 - 6 放射線照射
 - 7 洗浄・管理
- ④ 前項の講習の内容は次の各号とする。
 - 1 エリアの入退室の方法
 - 2 エリア内への物品等の搬入および搬出方法
 - 3 エリア内への動物の搬入および搬出方法（関連エリアのみ）
 - 4 エリア内の飼養保管方法（関連エリアのみ）

- 5 エリア内の実験室の利用方法（関連エリアのみ）
 - 6 エリア内の記録管理（関連エリアのみ）
 - 7 エリア間の移動（関連エリアのみ）
 - 8 センター以外の飼養保管施設との併用利用
 - 9 その他センター長が必要とする事項
- ⑤ 西宮センターの利用を承認されたもの（以下「利用者」という。）の教職員証及び学生証等には関連エリア入退室のための権限を付与する。なお、一部エリアの入退室では静脈認証や暗証番号の設定が必要である。

（西宮センター利用に伴う飼育ケージの使用及び手続き）

第3条 西宮センター利用に伴う飼育ケージ及び手続きについて、以下の各号にこれを定める。

- 1 繁殖や系統維持を目的とするBSエリア、SB飼育室2の飼育ケージを使用する者は、年度毎に様式第11号「西宮病態モデル研究センターケージ使用申請書」を用いて、予め使用ケージ数を西宮センター長に申請すること。なお、配分されたケージは永続的なものではなく、西宮センターからのケージ数の調整に応じなければならない。
- 2 SB飼育室2を除くSBエリア飼育室、OP及びP2Aエリアの飼育ケージに関しては、繁殖や系統維持を目的としないため、配分を行わない。SB飼育室2を除くSBエリア飼育室、OP及びP2Aエリアの飼育ケージを使用する者は、西宮センター管理室において使用ケージに関して相談すること。西宮センターは、利用状況を勘案し使用するケージ数の調整を行う。また、調整により使用可能となったケージは永続的なものではなく、西宮センターからのケージ数調整の求めに応じなければならない。
- 3 前項の場合においても、SB、OP、P2Aエリアの飼育ケージ使用において、1飼育室内のケージ総数の2割を超えて使用している講座は、その他の講座が使用を希望する場合、遅滞なく当該希望に応じた飼育ケージ数の調整を行わなければならない。
- 4 第1号の年度毎の申請において、継続してケージを使用している場合は、主たる利用者からの申請をもって所属長からの申請に代えることができる。
- 5 第1号の申請によりケージ配分を受けた部署が、継続して6か月（以下「半期」という。）以上西宮センターの利用がない場合には、西宮センター長はそのケージ配分を取り消すことができる。
- 6 BSエリア及びSB飼育室2のケージ配分数は別表2の数とし、原則としてそれを超えて使用する事はできない。

- 7 BSエリア及びSB飼育室2のケージ配分数を超えて使用(以下「超過ケージ使用」という。)を希望する場合は、様式第3号「西宮病態モデル研究センター超過ケージ使用申請書」に「超過ケージ使用理由書」、「同意書」を添えて申請すること。
 - 8 前号の申請を受けた場合、西宮センター長は、当該飼育室及び飼育エリアの利用状況及び当該申請の事情を勘案し、西宮病態モデル研究センター利用者会議世話人代表(以下「世話人代表」という。)1名の同意を得て許可することができる。
 - 9 前号の世話人代表の担当は、教養・基礎医学系の世話人代表は臨床医学系からの申込みを担当し、臨床医学系の世話人代表は教養・基礎医学系からの申込みを担当するものとする。
 - 10 西宮センターの利用状況によっては、超過ケージ使用の希望に応えられない場合がある。
 - 11 超過ケージ使用の許可期間は半期とする。
 - 12 超過ケージ使用の部署は前号の許可期間を超えて継続して超過ケージ使用する場合は第7号の手続きにより再申請するものとし、申請は半期毎に行うものとする。
 - 13 半期の更新を行わず、超過ケージ使用を継続した場合は、直ちに超過ケージの使用停止と一定期間のケージ配分総数の一部削減を行うものとする。
 - 14 超過ケージ使用の部署は新規参入部署がある他、西宮センター長より超過ケージ分のケージ削減等の通知があった場合は、速やかに応じなければならない。応じない場合は、超過ケージの使用停止と一定期間のケージ配分総数の一部削減を行うものとする。
 - 15 「西宮病態モデル研究センターケージ使用申請書」「西宮病態モデル研究センター超過ケージ使用申請書」が申請され承認されている場合であっても、4ヶ月を超えて、配分されたケージ及び超過ケージの使用率が50%を下回る場合は、ケージ使用申請数を減数し、現状の使用数に合わせて再申請しなければならない。なおケージ数の申請減に応じない場合は、総ケージ申請数を使用したとみなして、飼育経費として請求するものとする。
 - 16 第3条1項第15号で定める減数申請は、新規使用開始の1年間は対象としないものとする。
- ② 利用者は西宮センターが共同利用施設であることに留意し、必要以上に飼育スペースを広げないように配慮すること。

(利用経費)

第4条 利用に基づく経費(以下「利用経費」という。)は以下の項に定める。

- ② センター規程第12条第2項に定める基準に準じた利用経費を別表1の額とする。
- ③ 前項を除く受益者負担額については別表3の額とする。

(動物の購入)

第5条 動物を購入する場合、指定動物業者（ジャクソン・ラボラトリー・ジャパン、日本クレア、日本SLC）、または指定動物業者を経て入る動物業者への連絡はセンターが行う。利用者は、事前に購入動物の予約を行った後に、様式第4号「西宮病態モデル研究センター動物購入依頼書」を原則として動物購入予定の概ね1週間前に西宮センター長に提出する。

- ② 指定動物業者からの動物の納入日は原則としてジャクソン・ラボラトリー・ジャパンは火曜日、日本クレア、日本SLCは水曜日と金曜日である。
- ③ 購入が認められる動物の微生物統御はSPF以上である。

(アカデミア等からの動物の導入)

第6条 アカデミア、およびそれに準ずる機関から動物を導入する場合は、様式第5号「西宮病態モデル研究センター動物導入通知書」、『公私立大学実験動物施設協議会「実験動物授受のための動物健康及び飼育形態調査レポート」(以下「飼育形態調査レポート」という。)]、3か月以内の納入予定動物飼育室の「微生物検査成績書」を西宮センター長に提出しなければならない。

- ② 前項の動物が遺伝子改変動物でカルタヘナ法の適用を受ける場合、本学の遺伝子組換え実験安全委員会の関連規程に基づき必要な手続きを事前に行うこと。
- ③ 第1項の機関から動物を導入する場合、利用者は西宮センターの実験動物管理者と動物導入に関して十分な協議を行い、導入時にはその指示に従うものとする。

(検収・検疫)

第7条 西宮センターに搬入するすべての動物について、実験動物管理者による所定の検収を行う。検収に不合格の動物は西宮センターでの飼養保管、および実験はできない。

- ② 第5条第1項の指定動物業者により納品される動物、および西宮センター長が指定した機関の動物は、微生物モニタリング検査書をもとに書面検疫を行う。
- ③ 第6条第1項により納入される動物については一定期間の検疫を行う。検疫期間中に不適と判定した動物は処分する。
- ④ 検疫期間、検査内容、検査方法は第6条第1項の提出書類を参考に実験動物管理者が利用者と協議の上、決定する。

- ⑤ 検疫、および検疫後のクリーニングに要する費用は利用者が負担するものとする。

(エリアへの入退室)

第8条 利用者は別に定める、各エリアの入退室手順に従い入退室を行う。

- ② エリア内に物品を持ち込む際は同様に入退室手順に基づき、PR(パスルーム)、PB(パスボックス)を経て行うこと。更衣室を経由して、直接物品を持ち込むことは禁止する。

(実験室の利用)

第9条 実験室を利用する場合は、「西宮センターのホームページ」にて、実験室の予約を行う。予約は2か月先まで受け付ける。

- ② 実験室は清潔に保ち、利用後は利用者がその都度責任をもって清掃すること。
- ③ 動物由来の廃棄物、動物死体、汚物、ゴミ等は、「兵庫医科大学廃棄物取扱マニュアル」に基づき、分別し専用容器に廃棄すること。
- ④ 実験室には、動物由来のアレルゲン曝露を抑制するためにプシュプル方式の実験台が設置されている。また、実験室によってはバイオセーフティキャビネット、クリーン・ベンチ、ドラフトチャンバー等が設置されている。これらの機器等を使用する場合は、操作方法を習得した上で使用すること。
- ⑤ 持込んだ器具、消耗品、薬品等は、所定の場所に収納するか、各自で持ち帰る。紛失、破損に対して、西宮センターは責任を負わない。なお、麻薬、覚せい剤及び向精神薬に属するもの、毒劇薬、毒物劇物は利用者が法令等に基づき適正に管理すること。
- ⑥ 設置の機器等に異常がある場合、異常を見つけた場合は速やかに西宮センター管理室まで連絡を行うこと(学内線6784、センター内線10, 11)。
- ⑦ 実験室の利用終了後、所定の記録簿に必要事項を記録し、照明等の電源を切り退室する。なお、実験室設置の機器等が稼働している状態、ならびに照明が点灯している場合には、管理室のモニターには在室と表示されるので、スイッチの切り忘れには留意すること。

(動物の移動:西宮センター外)

第10条 動物を実験上の理由で西宮センター外へ移動させる場合、動物の搬出は、各エリアのPRから行い、西宮センター外にはPR(REC)から搬出する。なお、動物を正面玄関より持ち出すことを禁止する。

- ② 2重の逸走を防止できる容器等にケージ等を入れて搬出を行うこと。なお、搬出に用いたケージ等は速やかに返却すること。

- ③ 遺伝子改変動物、特定外来生物等を西宮センター外に移動させる場合には、関係法令、学内規程に基づき適正に行うこと。
- ④ 学外の機関に動物を譲渡する場合、「微生物検査成績書」、「飼育形態調査レポート」、「情報提供書」等が必要になる場合があるので、利用者は西宮センターの教職員と動物譲渡に関して十分な協議を行い、譲渡時にはその指示に従うものとする。

(動物の移動:西宮センター内)

第11条 動物を実験上の理由で西宮センター内の他のエリアに移動させる場合は、様式第6号「実験動物移動依頼書」に必要事項を記載し、西宮センター長に提出すること。動物の移動は、西宮センタースタッフが行うので、移動希望日の2開館日前までに提出すること。

- ② 西宮センター内を移動できるのはマウス及びラットのみである。
- ③ 西宮センター内の移動は微生物グレードの上位から下位の飼育室およびエリアのみであり、逆の移動はできない。
- ④ 西宮センター内の移動に関しては実験動物管理者の指示に従うものとする。

(再搬入)

第12条 閉館後、または閉館日の利用時に、非常警報等や不測の事態が起こった場合は各電話機に掲示している緊急時の連絡先に連絡すること。なお、緊急時には保安室（学内線6125）に連絡すること。

- ② 再搬入を行うものは、様式第7号「実験動物再搬入申請書」に必要事項を記載し、遅くとも再搬入予定日の午前中までに西宮センター長に提出すること。
- ③ 再搬入により、感染等の事故が生じて西宮センターではその責任を負わない。
- ④ 再搬入する動物は、2重の逸走を防止できる容器等にケージ等を入れてPR(REC)経由でPR(OP)から、再搬入飼育室内に搬入を行うこと。なお、動物を正面玄関より持ち込むことを禁止する。

(閉館時の利用)

第13条 閉館後、または閉館日の利用時に、非常警報等や不測の事態が起こった場合は、保安室（学内線6125）に連絡すること。

(飼養保管)

第14条 動物の飼養保管（給餌、給水、ケージ交換等）は兵庫医科大学西宮病態モデル研究センター飼養保管標準操作手順書（以下「SOP」という。）に基づき西宮センター職員が行う。ただし、P2Aエリアの感染実験、特殊ケージを使用する実験は利用者が飼養保管を行う。利用者が飼養保管を行う場合でもSOPに準じて行う必要がある。

- ② 利用者は飼養保管中の動物の観察を定期的に行い異常の有無を確かめなければならない。また、西宮センターから動物の異常報告があった場合は、これに対応しなければならない。
- ③ 動物の出産、移動、死亡、実験終了等により生じた動物数の増減は「動物入退/移動伝票」により速やかに、西宮センター長に届出なければならない。
- ④ 動物の死体は利用者がビニール袋に密封のうえ専用のフリーザー内に入れ、所定の記録簿に必要事項を記録するものとする。
- ⑤ 飼養保管中の動物の死体を発見した場合、当日までは「冷蔵保存」とし、それ以降1週間までは「冷凍保存」の管理とし、それ以降は廃棄する。
- ⑥ 飼養保管関係の滅菌消毒は西宮センターで行う。
- ⑦ 飼養保管要望は3開館日前までに「飼養保管要望書」にて申込まれたもののうち可能なものについて行う。原則として現場での口頭依頼、および実験補助には応じない。

（動物の逃亡防止）

第15条 利用者は西宮センター内外への動物の逃亡防止に留意する、万が一逃亡事故が発生した場合は速やかに緊急連絡網に従い連絡するとともに、捕獲等の適切な処置をとること。

（実験用機器備品の持込み）

第16条 利用者が実験上の理由で機器備品等を西宮センターへ持込む必要がある場合は、様式第8号「機器備品等持込み届」により事前に届出なければならない。特に大型の機器については、あらかじめ西宮センター長と協議するものとする。

- ② 持込んだ機器備品等の管理は利用者が行い、実験終了後は速やかに搬出しなければならない。なお紛失、破損に対し西宮センターは責任を負わない。
- ③ 実験上、やむを得ず長期にわたり機器備品等を持込む場合は、毎年度はじめに「機器備品等持込み届」を再提出しなければならない。

（適切な動物の取扱い）

第17条 西宮センター職員から瀕死状態と報告された動物については、利用者は人道的エンドポイントの適用を含め速やかに適切な処置をとらなければならない。

② 動物を繁殖する場合、利用者は過密飼育にならないよう適切に管理しなければならない。また、西宮センターから過密飼育と指摘された場合は、速やかに適切な処置をとらなければならない。

③ 動物を繁殖できるエリアは原則、マウスはBSエリア、ラットはSB飼育室2のみとし、繁殖が可能な動物は遺伝子等を改変している稀少動物又は実験上繁殖が必要な動物に限る。

(火気の使用)

第18条 西宮センター内の定められた場所以外で火気を使用してはならない。

(館内着)

第19条 西宮センターエリア内では、エリア専用の館内着セット、マスク等の個人保護器具（PPE）を着用しなければならない。またこれらの衣類を着用のまま館外へ出ることを禁止する。

② BS、P2Aエリア及びSB飼育室2では、PPEとしてゴーグルまたフェイスガード等を着用すること。

(微生物モニタリング検査書等の発行)

第20条 利用者が他機関への実験動物等の譲渡等のため「微生物検査成績書」、「飼育形態調査レポート」等の発行を依頼する場合には、西宮センター長に様式9号『「実験動物授受のための動物健康及び飼育形態調査レポート」および「微生物検査成績書」の発行依頼書』を提出すること。

(西宮センター外の飼養保管施設からの依頼)

第21条 西宮センター外の飼養保管施設からのケージ、給水ビン、床敷等の飼育機材等の洗浄や滅菌の依頼、床敷や飼料等の仲介依頼、その他飼養保管に必要な依頼については、当該飼養保管施設の管理者から西宮センター長へ依頼内容、依頼期間等を含めた依頼書を提出すること。

② 西宮センター長は西宮センター内の業務量を勘案の上、受諾可能なものに関して依頼を受けるものとする。

③ 西宮センターへの洗浄・滅菌依頼物搬入出はPR(洗浄室)を用いること。

④ 床敷や飼料等の搬入出はPR(REC)を用いること。

- ⑤ 第3項並びに第4項の搬入出を正面玄関経由で行うことを禁止する。
- ⑥ 依頼に伴う経費に関しては利用規程第6条に準じ管理者が負担するものとする。この場合利用規程第4条第1項の「所属長」を「管理者」と読み替えるものとする。

(様式等の提出先、提出方法)

第22条 利用者が西宮センター長宛に提出する様式等の提出先は西宮センター管理室とする。なお、提出は原本の直接提出の他、メール添付 (doubutu@hyo-med.ac.jp)、およびFAX(学内線：6786)送信も可とする。

(その他の注意事項)

- 第23条 日本語を母国語としない利用者の講習に関しては関連部署の利用者が同伴の上、追加説明等を行うこと。
- ② 前項の場合、ルール等を十分に理解できていないと西宮センター長が判断した場合には、単独での西宮センターの利用を禁止することができる。
 - ③ 本細則に記載されている各様式のうち、押印されているものに関しては有印私文書の扱いを行うものとする。

(雑則)

第24条 この細則の様式等に関する決裁は、様式内で完結するものとする。

(その他)

- 第25条 この細則に定めるもののほか、西宮センターの利用、および運営等に関し必要な事項は、病態モデル研究センター長が別に定める。
- ② 西宮センターの実験動物管理者は動物の数、健康状態の管理、搬入動物の検疫結果の確認等、西宮センターの実験動物の飼養保管に係る業務を統括する。

(事務)

第26条 この細則の事務は、大学事務部において行う。

(改廃)

第27条 この細則の改廃は、西宮病態モデル研究センター運営小委員会及び病態モデル研究センター運営委員会の審議を経て、学長が決定する。

附則

この細則は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

この改正は、2023 年 2 月 20 日から施行する。

この改正は、2023 年 11 月 9 日から施行する。

この改正は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

この改正は、2025 年 5 月 1 日から施行する。

別表 1（学長の定めた飼育に関する基準）

項目	飼育費/ケージ/日（円）
BS マウス	42
BS ラット	63
SB マウス	42
SB ラット	63
SB 多目的使用費	21
OP マウス	32
OP ラット	49
ハムスター・スナネズミ	40
ウサギ	59
モルモット	74
P2A（マウス）	139
P2A（ラット）	169
受入エリア（マウス）	42
受入エリア（ラット）	63
使い捨てケージ（イノラック） ケージ 1 セット*	1202/回**
使い捨てケージ（イノラック） 本体 1 個*	294/回**

使い捨てケージ（イノラック） 給水瓶 1 個*	289/回**
SB 多目的飼育室用無塵衣*	945/回**
床敷き補充費	24/回**

*原材料費の高騰により価格変動することがあります。

**1 回あたりの費用

別表 2

1 講座あたりのケージ配分数

マウス (ケージ)

BS エリア	28
--------	----

ラット (ケージ)

SB 飼育室 2	14
----------	----

※SB 飼育室 2 を除く SB エリア飼育室、OP 及び P2A エリアについてはセンターと相談のこと

別表 3（その他の受益者負担額）

X 線照射ケージ使用費

ケージ/回	700 円
-------	-------

マウス胚、精子の凍結保存並びに胚移植に係る費用

業務内容		価格
体外受精	1 回	30,000 円
胚の凍結	1 回	3,500 円
精子の凍結	1 回	7,500 円
凍結胚の融解	1 回	4,700 円
胚移植（検査無し）	1 回	50,000 円
胚の保管費	1 系統/期	3,500 円
精子の保管費	1 系統/期	2,500 円

微生物検査

外部検査（急ぎの場合）	1 回	60,000 円
定期モニタリング（年 4 回）に組入れ	1 回	6,000 円